

鳥取労働局発表

令和7年5月9日

担当

労働基準部健康安全課
課長 丹生 伸英
地方労働衛生専門官 半田 謙一
0857-29-1704

「職場の熱中症予防対策」研修会を開催します

職場における熱中症対策が強化されます

鳥取労働局（局長 山下禎博）は、令和6年の鳥取県内における熱中症による労働災害が増加するとともに、熱中症対策の強化を目的とした労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第57）が施行されることから、5月からの「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に併せて、鳥取産業保健総合支援センターとの共催により「職場の熱中症予防対策」研修会（以下「研修会」といいます。）を開催します。

令和6年の鳥取県内における熱中症による労働災害は、死亡災害は発生していないものの、令和5年より7人増加して過去10年間で最も多く11人となり、今年の夏も平年より気温が高くなる見込みで、同労働災害の増加又は高止まりが懸念されるところです。〔発生状況は資料のとおり〕

また、職場における熱中症予防対策の強化を目的とした改正労働安全衛生規則が令和7年4月15日に公布され、同年6月1日から施行されることから、同規則に基づく措置について、周知を行うこととしています。〔改正概要は別添リーフレットのとおり〕

こうした状況を踏まえ、次のとおり研修会を開催します。

「職場の熱中症予防対策」研修会 ～ 熱中症を侮るな！職場から発生させないために ～

鳥取会場

日時 令和7年5月16日(金) 13:00～15:00

会場 鳥取第一地方合同庁舎 2階会議室（鳥取市富安2丁目89-4）

米子会場

日時 令和7年5月20日(火) 13:30～15:30

会場 米子コンベンションセンター3階 第3会議室（米子市末広町294）

〔概要は別添リーフレットのとおり〕

職場における熱中症予防対策の徹底を図るため、5月から9月まで、令和7年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開することとしています。〔概要は別添リーフレットのとおり〕

直近 10 年間の熱中症による休業 4 日以上の死傷者数（令和 7 年 2 月末現在、鳥取県内）

発生年	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年
死傷者数 (人)	11 (0)	4 (0)	6 (0)	2 (0)	3 (0)
発生年	平成 31 年	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年
死傷者数 (人)	1 (1)	6 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)

(括弧内は死亡者数)

参考

労働安全衛生規則の一部改正にかかる関係資料

労働安全衛生規則の一部を改正する省令について、詳しくは、以下の厚生労働省ホームページ又はパンフレット等をご覧ください。

厚生労働省HP

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン(職場における熱中症予防対策)」
関連情報

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>



労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第 57 号)

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476789.pdf>



「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476825.pdf>



「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476824.pdf>



申込無料

要予約

定員各25名

令和7年度 産業保健研修会

職場の熱中症予防対策

～熱中症を侮るな！職場から発生させないために～

日時 **5.16** **金** 13:00～15:00



場所 **鳥取第一地方合同庁舎 2階会議室**
(鳥取市富安2丁目89-4)

テーマ
講師

- 『熱中症の病態・治療と、早期発見・異変に気付いたときの応急処置』
栄町クリニック管理者／
鳥取産業保健総合支援センター産業医学担当相談員 松浦喜房 氏
- 『職場における熱中症対策』 鳥取労働基準監督署 安全衛生課職員

日時 **5.20** **火** 13:30～15:30

場所 **米子コンベンションセンター3階 第3会議室**
(米子市末広町294)



テーマ
講師

- 『職場における熱中症対策』 米子労働基準監督署 安全衛生課職員
- 『熱中症になりやすい人、場所、気象条件と体調の異変に気付いた時の応急処置』
鳥取産業保健総合支援センター 所長 黒沢洋一 氏

【主催・お問合せ先】

鳥取産業保健総合支援センター
TEL 0857-25-3431
共催／鳥取・米子労働基準監督

【申込方法】

QRコード、または鳥取産業保健総合支援センターホームページからお申込みください。
申込〆切：開催各3営業日前



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

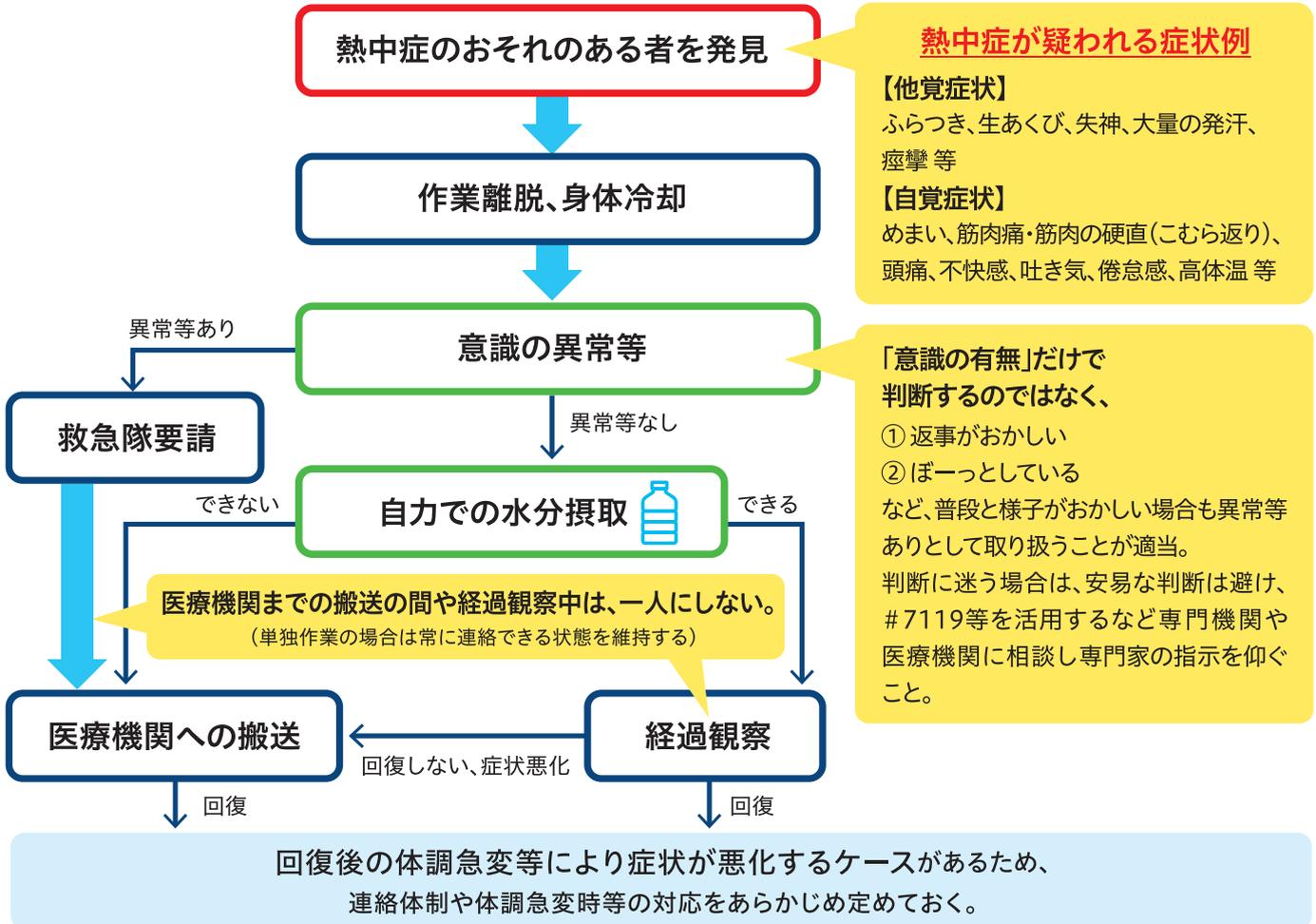
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

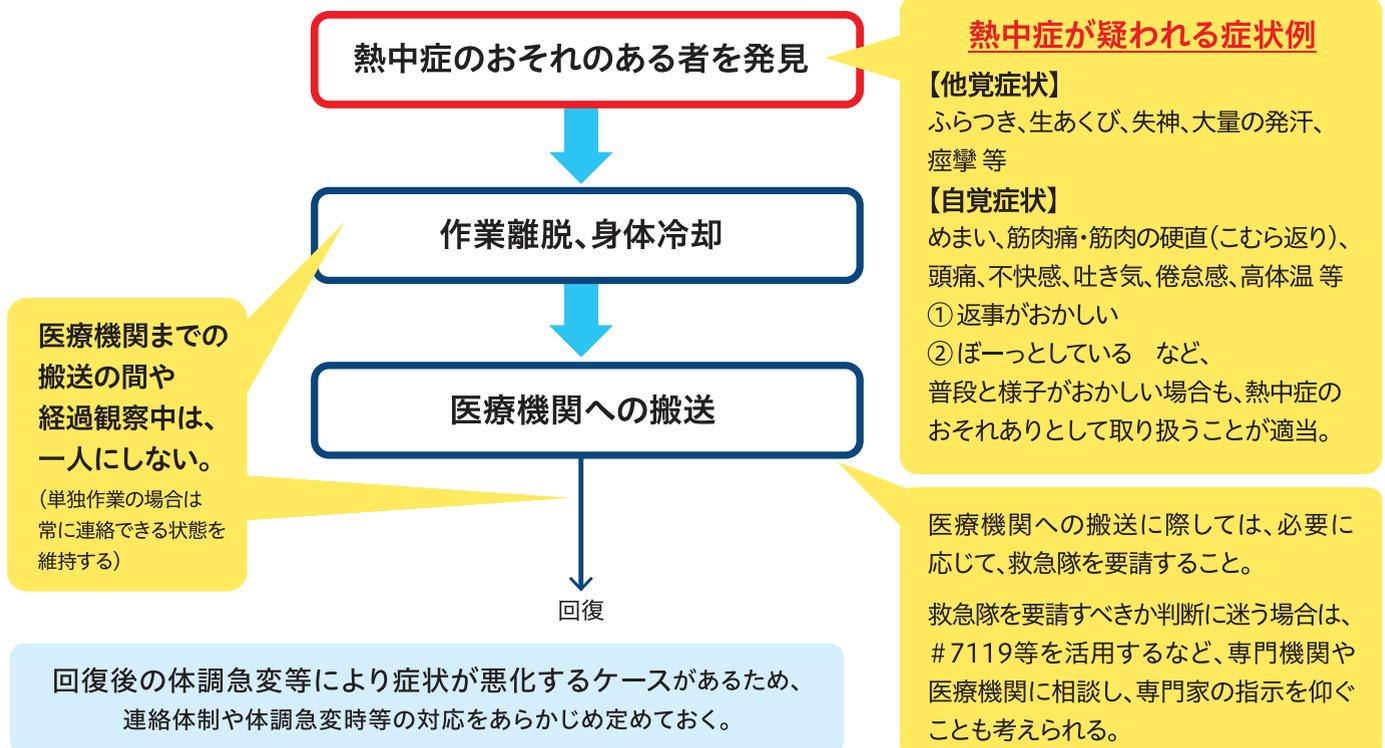
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業計画の策定
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

教育研修の実施
管理者、労働者に対する教育を実施

ガイド・教育動画 e-learning




緊急時の対応の事前確認
緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請